

医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書 (第3版) について

事例解説書第2版の公開についてのご報告

- 令和元年度以降、医療広告協議会にて協議を重ねて、とりまとめを行った「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書」について、令和5年2月1日に第2版を公開した。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索 🔍 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療法における病院等の広告規制について

健康・医療 医療法における病院等の広告規制について

施策紹介 関連情報

施策紹介

関係規程等

- 医療法(昭和23年法律第205号)(抜粋)、医療法施行令(昭和23年政令第326号)、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)(抜粋)、医療、歯科医療若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)
- 医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン) [PDF形式:1786KB]
- 医療広告ガイドラインに関するQ&A [PDF形式:582KB]
- PDF 広告可能な診療科名の改正について(平成20年3月31日医政発第0331042号) [PDF形式:442KB]
- PDF 「医療法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)(医政発0614第6号平成29年6月14日) [PDF形式:180KB]
- PDF 「医療法等の一部を改正する法律」の概要について(医療に関する広告規制の見直し)(平成29年6月14日) [PDF形式:149KB]
- PDF 医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医療、歯科医療若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示の施行について(通知)(医政発0929第7号令和3年9月29日) [PDF形式:251KB]
- PDF 医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医療、歯科医療若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する件について(通知)(令和3年3月25日付け医政発0325第11号) [PDF形式:108KB]
- PDF 別添1(改正告示) [PDF形式:49KB]
- PDF 「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書(第2版)について」(事務連絡)(令和5年2月1日) [PDF形式:54KB]
- PDF 別紙(医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書(第2版)) [PDF形式:1,038KB]

関連リンク

- 情報配信サービスメールアドレス登録
- 子どものページ

(別紙)

医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書
(第2版)

令和5年2月 作成

ネットパトロール事業における活用事例

- ネットパトロール事業では、医療広告規制に抵触する広告が確認された医療機関に対して通知する注意喚起の文書に、参考資料として事例解説書の事例を同封する運用を開始した。
- 注意喚起後の医療機関からの問い合わせ対応でも、積極的に事例解説書を参照いただくよう、誘導している。



ネットパトロール事業者



医療機関

事例解説書

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について (17) 自由診療における限定解除 (全体概要)

限定解除を満たしていない表題

自由診療は、一部の例外を除いて広告可能事項には該当しないため、原則として広告できない。広告可能事項の限定解除要件を満たし、かつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事項に該当する可能性があります。

以下の事例は、「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」や「治療の主な副作用・リスクの記載がない、又は不十分で、限定解除要件を満たしていない。」

自由診療は、一部の例外を除いて広告可能事項には該当しないため、原則として広告できない。

「標準的な費用」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない。

「主なリスクや副作用」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない。

「治療期間及び回数」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない。

「治療期間及び回数」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない。

「標準的な費用」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない。

「主なリスクや副作用」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない。

医療法関連法令 法第6条の5第3項、規則第14条の9の2第3号、第4号
 医療広告ガイドライン 第5-01 基本的な考え方、第5-02 広告可能事項の限定解除の具体的な条件
 医療広告ガイドラインに関するQ&A QS-11、5-12

過去のネットパトロール事業で違反が多い事例や、注意喚起後も改善に至りにくい事例を中心に、参考資料として同封



通知文書一式

解説書の事例を用いた対応

回答

注意喚起

問合せ対応

<期待効果>

医療広告ガイドライン等のみでは改善に至りなかったケースにおいても、改善につなげる

特に、理解不足に起因していたケースへの効果が期待される

事例解説書第3版（案）の更新点（1/2）

分類	事例	対応		事例の内容
		新規作成	修正	
1. 広告が禁止される事例	(3) 加工・修正した術前術後の写真等の掲載 (虚偽広告)	● P.7		<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロール事業において、実際には施術していないフリー素材の画像等を分割し、片方のみ美しく修正するといった加工を施して、あたかも術前・術後の治療の成果のように見えるイメージを掲載する事例が見受けられるため、「加工・修正した術前術後の写真等の掲載」を新規作成した。
	(6) 他の医療機関との比較（比較優良広告）		● P.10	<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロール事業において、不特定の他の医療機関を誹謗することで、自らの医療が優良であることを強調し、誘引している事例が見受けられるため、「他の医療機関を誹謗した表現」を追加した。
	(9) 提供する医療の内容等について誤認させる広告 (誇大広告)	● P.13-14		<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロール事業において、自院が提供する医療全般において、最適・最先端である旨を記載している「誇大広告」に該当する事例が見受けられるため、「自院が最適・最先端な医療を提供している旨の記載」を新規作成した。 同様に、特定の治療法・医療機器等が最適・最先端である旨を記載している「誇大広告」に該当する事例も見受けられるため、「特定の治療法・医療機器が最適・最先端である旨の記載」を新規作成した。
	(11) 「かかりつけ歯科機能強化型歯科診療所」等について誤認させる広告 (誇大広告)	● P.16		<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロール事業において、厚生労働省といった行政機関等から、あたかも特別な認定・認証・お墨付きを得ていると誤認させるような表現をしている「誇大広告」に該当する事例が見受けられるため、「厚生労働省等が認定・認証を与えたかのように誤認を与える表現」を新規作成した。
	(17) 体験談 (省令禁止事項) ※患者直筆アンケートの加工・転載	● P.22		<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロール事業において、患者からの直筆アンケートを加工・転載する形で治療内容または効果に関する体験談を掲載する事例が見受けられるため、「患者直筆アンケートの加工・転載」を新規作成した。

事例解説書第3版（案）の更新点（2/2）

分類	事例	対応		事例の内容
		新規作成	修正	
1. 広告が禁止される事例	(18) 体験談（省令禁止事項） ※患者の主訴として記載された体験談の掲載	● P.23		<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロール事業において、医師による症例紹介の中で、あたかも患者の主訴・治療内容の解説等のように、患者の主観による治療内容または効果に関する体験談を掲載する事例が見受けられるため、「患者の主訴として記載された、治療内容または効果に関する体験談」を新規作成した。
	(21) ビフォーアフター写真（省令禁止事項） ※注意が必要な事例	● P.26		<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロール事業において、ビフォーアフター写真について、通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な説明の一部または全部が、リンク遷移先に掲載する事例が見受けられるため、「リンク遷移した先での詳細な説明の記載」を新規作成した。
	(21) ビフォーアフター写真（省令禁止事項） ※注意が必要な事例	● P.27		<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロール事業において、ウェブサイト上のバナー画像および医療機関公式アカウントのSNS上に、ビフォーアフター写真が掲載されるも十分な説明が付されていない事例が見受けられるため、「バナー広告および医療機関公式アカウントのSNSに、ビフォーアフター等の写真のみを掲載」を新規作成した
3. 限定解除要件の記載が不適切な事例	(25) 自由診療における限定解除（標準的な費用）		● P.37	<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロール事業において、同一ページ内には治療の最低金額から最高金額までを記載した料金表は存在するが、別の場所に最低価格のみを切り出して記載されている事例が見受けられるため、「③-3 費用」を追加した。
	(25) 自由診療における限定解除（主なリスク、副作用等）	● P.39		<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロール事業において、「メリットの説明」、「対象外となる患者の説明」、「治療を受けるにあたっての注意事項」等、リスク・副作用の説明に十分に値しない記載の事例が見受けられるため、「リスク、副作用等」を新規作成した。
4. 広告するにあたって注意が必要な事例	(30) 費用を強調した広告	● P. 46		<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロール事業において、モニター価格等による通常のコストからの割引について記載されている事例が見受けられるため、「症例モニターとして治療を受ける際の価格として、費用の割引を強調した広告」を新規作成した。